

経 済 産 業 省

20150813 貿 局 第 3 号

輸入注意事項 27 第 10 号

経済産業省貿易経済協力局

「特定有害廃棄物等の輸入承認について」(平成19年3月6日付け輸入注意事項19第11号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年9月1日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「特定有害廃棄物等の輸入承認について」の一部改正について

「特定有害廃棄物等の輸入承認について」(平成19年3月6日付け輸入注意事項19第11号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年9月1日から施行する。

○特定有害廃棄物等の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第11号）

改 正 後	現 行
平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる特定有害廃棄物等の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。 なお、平成5年12月14日付け輸入注意事項5第15号（特定有害廃棄物等の輸入の承認について）は平成19年3月31日限りで廃止します。 1 対象品目 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等。 なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第一号イに規定する物（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号）、有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「条約」という。）附属書Ⅱ及び経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成13年環境省令第41号。以下「<u>OECD省令</u>」という。）を参照のこと。 2 （略） 3 書面申請手続 （1）提出書類 ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通 ② <u>輸入承認申請理由書</u>（別紙1の様式によるもの） 1通 ③ 輸入契約書の原本及びその写し <u>各1通</u> ④ 上記1に規定する物の輸入（⑤に該当する場合を除く。）の場合には、輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の原本及びその写し <u>各1通</u> ⑤ 上記1に規定する物（<u>OECD省令</u>に掲げる物に限る。）の経済協力開発機構の加盟国（以下「<u>OECD加盟国</u>」という。）からの輸入の場合には、当該特定有害廃棄物等の運搬	平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる特定有害廃棄物等の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。 なお、平成5年12月14日付け輸入注意事項5第15号（特定有害廃棄物等の輸入の承認について）は平成19年3月31日限りで廃止します。 1 対象品目 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等。 なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第一号イに規定する物（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号）、有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「条約」という。）附属書Ⅱ及び経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成13年環境省令第41号。以下「<u>省令</u>」という。）を参照のこと。 2 （略） 3 書面申請手続 （1）提出書類 ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010）<u>2通及びその写し 2通</u> ② 申請理由書（別紙1の様式によるもの）<u>1通及びその写し 2通</u> ③ 輸入契約書の原本及びその写し <u>3通</u> ④ 上記1に規定する物の輸入（⑤に該当する場合を除く。）の場合には、輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の原本及びその写し <u>3通</u> ⑤ 上記1に規定する物（<u>省令</u>に掲げる物に限る。）の経済協力開発機構の加盟国（以下「<u>加盟国</u>」という。）からの輸入の場合には、当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分に

及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては、当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の原本及びその写し 各1通

⑥ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていることを証する書類の原本及びその写し 各1通

⑦ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可書の写し 1通

⑧ （略）

（略）

(2)・(3) （略）

4 輸入承認基準

(1) OECD 加盟国からの輸入の場合（OECD 省令に掲げる物に限る。）

上記1に規定する物（OECD 省令に掲げる物に限る。）の輸入であつて OECD 加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

①～③ （略）

(2) OECD 非加盟国からの輸入又は OECD 加盟国からの輸入であつて OECD 省令に該当しないものの輸入の場合

上記1に規定する物（(1) に該当する場合を除く。）の輸入の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

①～④ （略）

5 （略）

ついて、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては、当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の原本及びその写し 3通

⑥ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていることを証する書類の原本及びその写し 3通

⑦ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の4の規定による環境大臣の輸入許可書の原本及びその写し3通

⑧ （略）

（略）

(2)・(3) （略）

4 輸入承認基準

(2)

上記1に規定する物（省令に掲げる物に限る。）の輸入であつて加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、同法第15条の4の4の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

①～③ （略）

(1)

上記1に規定する物の輸入（(2) に該当する場合を除く。）の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、同法第15条の4の4の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

①～④ （略）

5 （略）

輸入承認申請理由書

輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

1. 輸出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail：	3. 通番内容：(通番番号：) A(i)1 回の移動： ☐ (ii)複数回の移動： ☐ B(i)処分： ☐ (ii)回収： ☐ C. 事前承認が与えられている回収施設 あり ☐ なし ☐	
2. 輸入者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail：	4. 予定総移動回数： 5. 予定総移動量： KG (キログラム)： 立方メートル： 6. 予定運搬期間： 移動開始日： 移動完了日：	
8. 予定されている全ての運搬者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： 運搬手段：	7. 全てのこの包の形態： 特別な取扱の指示 あり： ☐ なし： ☐ *詳細については、資料を提出すること。 11. 全ての処分又は回収作業 分類記号 D/分類記号 R： 適用技術： 輸入の理由： 12. 特定有害廃棄物等の名称及び組成：	
9. 全ての特定有害廃棄物等の発生者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： 発生場所： 発生過程：	13. 物理的特性： *詳細については、資料を添付すること。 14. 廃棄物の同定 (i)バーゼル条約附属書Ⅷ (又は該当する場合Ⅸ)： (ii)OECD 分類記号 ((i)に該当しない場合)： (iii)EC 廃棄物一覧： (iv)輸出国の法規による分類記号： (v)輸入国の法規による分類記号： (vi)その他 (明細を記述すること)： (vii)Y 番号： (viii)H 番号： (ix)国際連合分類区分： (x)国際連合番号： (xi)国際連合品名： (xii)輸入統計品目番号 (HS コード)：	
10. 処分施設： ☐ 又は回収施設： ☐ 施設名： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： 実際の処分又は回収の場所 (上記内容と異なる場合)：		
15. 関係国		
輸出国(船積地)	通過国	輸入国 (入港予定地)

2. 「記載事項」は、別添の「輸入承認申請理由書の記入上の注意」及び「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照して記入下さい。

輸入承認申請理由書

輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

1. 輸出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 電話、ファックス又はファクシミリの番号： 連絡責任者名： 住所： 電話、ファックス又はファクシミリの番号：		2. 事前通告 ☐ 一回の通告 ☐ 包括的な通告*2 *2 包括的な通告の有効期限： 年 月 日 ☐ 短分（非回収）作業 ☐ 回収作業*1 ☐ はい ☐ いいえ *1 事前認定を受けた回収施設への運搬か		3. 移動回数：	
4. 処分者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 電話、ファックス又はファクシミリの番号： 連絡責任者名： 住所： 電話、ファックス又はファクシミリの番号：		5. 特定有害廃棄物等の排出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 電話、ファックス又はファクシミリの番号： 連絡責任者名： 住所： 電話、ファックス又はファクシミリの番号： 排出場所： 排出過程：			
6. 予定される運搬者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 電話、ファックス又はファクシミリの番号： 連絡責任者名： 住所： 電話、ファックス又はファクシミリの番号：		7. 処分施設 氏名又は名称： 住所又は所在地： 電話、ファックス又はファクシミリの番号： 連絡責任者名： 住所： 電話、ファックス又はファクシミリの番号： （事前認定を受けた回収施設） 登録番号： 有効期限： 年 月 日			
9. 輸出者と処分者との契約合意の日付： 年 月		10. 別添資料の数：			
11. 保険又は金融的保証の条項の有無： ☐ 有 ☐ 無 ☐ *有効期限： 年 月 *詳細については、資料を添付すること。		8. 処分作業のコード番号： 適用される技術：			
12. こん包の形態：		13. こん包の数：			
15. 特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、化学的組成*： 20℃における物理的状態： ☐ 粉末状 ☐ 顆粒状 ☐ 錠状 ☐ 片状 ☐ 液体状 ☐ 気体状 ☐ その他（ ） *詳細については、資料を添付すること。		18. 特別な取扱の指示の有無： ☐ 有 ☐ 無 ☐ *詳細については、資料を添付すること。			
16. Waste identification code(廃棄物同定コード) ☐ 国際廃棄物同定コード (IWMID) ☐ その他（ ）：		19. Y 番号：			
17. OECD分類： 黄緑色 ☐ 赤色 ☐ *その他 ☐ OECD番号： *詳細については、資料を添付すること。		20. H番号：			
20. 関係国のコード、権限のある当局、輸出入地点 輸 出 国 (和漢語)		21. 国際適合分類区分：			
22. 関係国のコード、権限のある当局、輸出入地点 輸 入 国 (入港予定地)		22. 国際適合番号：			
23. 輸送方法 輸 送 国		25. 重量及び体積： 外国為替金額の換算：			
24. 移動開始予定日： 年 月 日		25. 移動終了予定日： 年 月 日			

2. 「記載事項」は、別添の「輸入承認申請理由書の記入上の注意」及び「輸出（入）移動書類で用いるコード表」を参照して記入下さい。

輸入承認申請理由書の記入上の注意

<各欄への記入上の具体的な注意事項>

(第1、2、8欄)

輸出者、輸入者及び予定されているすべての運搬者について、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称、住所又は所在地
- ・連絡責任者氏名、電話番号(Tel)、ファクシミリ番号(Fax)、及び電子メールアドレス(E-mail)

(第3欄)

通告番号欄には、輸出国の通告番号を記入すること。

- A 輸出国の通告は、(i) 1回の移動を対象としているか、又は(ii) 複数回の移動(包括的な通告)を対象としているか、
- B 処分作業の種類には、(i) 処分(非回収)作業、(ii) 回収作業のいずれに該当するか、
- C 回収施設は、事前承認が与えられている施設か、
について該当欄に「×」印を記入すること。

(第4欄)

1回の移動の場合には「1」と記入すること。

複数回の移動(包括的な通告)の場合には、総移動回数を記入すること(例…総移動回数が6回の場合は、「6」と記入する)。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の重量及び体積を記入すること(輸入統計品目表に掲げる該当品目の数量単位で記入する。)。

(第6欄)

1回の移動の予定日、又は複数回の移動の場合は最初と最後の移動の完了日を記入すること。

(第7欄)

「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

事故の場合の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「あり」の場合には、その具体的内容(例…こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと)について資料を添付すること。

(第8欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地があ

輸入承認申請理由書の記入上の注意

<各欄への記入上の具体的な注意事項>

(第1、4、6欄)

輸出者、処分者及び予定されている運搬者について、以下の事項を記入すること

- ・氏名又は名称及び法人にあたってはその代表者の氏名
- ・住所又は所在地、電話、テレックス又はファクシミリの番号

(第2欄)

- ・処分作業の種類には、処分(非回収)作業、回収作業のいずれに該当するか、
 - ・特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設へ運搬されるか、
 - ・書類は、一回の通告、包括的な通告のいずれかに係る特定有害廃棄物等に関するものか、
について該当欄に「×」印を記入すること。
- また、包括的な通告に係る特定有害廃棄物等に関する書類の場合には、当該通告の有効期限を記入すること。

(第3欄)

一回の通告(国境を越える移動の総回数が一回)の場合には「1」と記入すること。
包括的な通告の場合には、総移動回数を記入すること(例…総移動回数が6回の場合は、「6」と記入する)。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の排出者に関する必要な情報を提供すること。

ただし、OECD決定(注)規定される事前認定を受けた回収施設に特定有害廃棄物等を運搬する場合には不要である。

輸出者が特定有害廃棄物等の排出者である場合は、「第一欄に同じ」と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の排出者が複数である場合には、「別添資料参照」と記入し、各排出者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第6欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「別添資料参照」と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第7欄)

処分施設に関する必要な情報(OECD決定に規定される事前認定を受けた回収施設にあっては、登録番号及び有効期限を含む。)を記入すること。

処分施設が処分者である場合には、「第四欄に同じ」と記入すること。

る場合には、「別添資料参照」と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

また、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当する運搬手段のコード番号を記入すること。

（第 9 欄）

特定有害廃棄物等の発生者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が特定有害廃棄物等の発生者である場合は、「第 1 欄に同じ」と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の発生者が複数である場合には、「別添資料参照」と記入し、各発生者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

（第 1 0 欄）

あてはまる施設の種類（処分施設か回収施設か）の該当欄に「×」印を記入すること。

処分又は回収施設が輸入者である場合には、「第 2 欄に同じ」と記入すること。

また、処分又は回収の場所が施設の所在地と異なる場合は、実際の場所についての情報を記載すること。

（第 1 1 欄）

「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当するコードを記入すること。

特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術（工程、方法）を記入すること。

また、輸入の理由についても記載すること。

（第 1 2 欄）

特定有害廃棄物等の一般的に知られている名称、及び有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

（第 1 3 欄）

特定有害廃棄物等の「物理的特性」を、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当する番号を記入すること。「その他」の場合には、その物理的状态を具体的に記入すること。

（第 1 4 欄）

（i）パーゼル条約附属書Ⅶに記載された分類記号を記入すること。

（ii）OECD 決定（注）附属書 3 及び 4 の第Ⅱ部に記載された分類記号を記入すること。

（vii）パーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅰに掲げる Y 番号のうち該当するものを記入すること。

（viii）パーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する H 番号を記入すること。

（xi）輸入統計品目番号（HS コード）を記入すること。

上記以外の欄については、記載が可能な場合は記入すること。

（第 8 欄）

輸出（入）移動書類で用いるコード表に従って、該当するコードを記入すること。

また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術（工程、方法）を記入すること。

（第 9 欄）

通告を行う前に必要とされる、輸出者と処分者（又は処分施設）との間の契約合意の日付を記入すること。

（第 1 0 欄）

書類に別添される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報を記入した資料を含む。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「別添資料参照」と記入すること。

（第 1 1 欄）

輸出者と処分者（又は処分施設）との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「有」の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

（第 1 2 欄）

「輸出（入）移動書類で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

（第 1 3 欄）

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

（第 1 4 欄）

「輸出（入）移動書類で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段のコード番号を記入すること。

（第 1 5 欄）

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20℃における物理的状态」については、該当する欄に「×」印を記入すること。「その他」の場合には、その物理的状态を具体的に記入すること。

（第 1 6 欄）

I W I C（国際廃棄物同定コード）分類システムに基づいたコード又は廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコードを可能な限り記入すること。

（第 15 欄）

関係国（輸出国、通過国及び輸入国）の国・地域名（領有地等の領有地名等）、入国及び出国の地点を記入すること。

（注）「OECD 決定」とは、経済協力開発機構の「回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」（1992 年 3 月 30 日）を指す。

（第 17 欄）

OECD 決定（注）に基づき規制される回収作業が行われる特定有害廃棄物等について、以下の事項を記入すること。

OECD 分類（黄級、赤級）については、該当欄に「×」印を記入すること。

なお、「その他」には、ある国が OECD 決定の規定とは異なる方法で特定有害廃棄物等の管理を行うことを決定した場合に限り「×」印を記入することとし、その詳細については資料を添付すること。

OECD 番号については、黄級又は赤級のリストに記載された該当する番号を記入すること。

（第 18 欄）

事故の場合の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「有」の場合には、その具体的内容（例…こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと）について資料を添付すること。

（第 19 欄）

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書 I 及び III の規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書 I に掲げる Y 番号のうち該当するものを記入すること。

（第 20 欄）

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書 I 及び III の規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書 III に掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する H 番号を記入すること。

（第 21 欄）

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書 I 及び III の規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書 III に掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。

（第 22 欄）

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告」（Recommendations on the Transport of Dangerous Goods）に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

（第 23、24 欄）

第 23 欄には、特定有害廃棄物等の重量及び体積並びに外国為替金額の総計を、第 24 欄には、移動開始が予定されている日付を記入すること。

（第 25 欄）

特定有害廃棄物等の国境を越える移動の終了が予定されている日付を記入すること。

(第 2 5 欄)

関係国、(輸出国、通過国及び輸入国)のコード又は国名、権限のある当局の名称及び指定されている場合には入国及び出国の地点を記入すること。

なお、OECD国のコードについては、「輸出(入)移動書類で用いるコード表」に記載されている。

(注)「OECD決定」とは、経済協力開発機構の「回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」(1992年3月30日)を指す。

通告書で使用する略語及び分類記号一覧

処分作業（第 11 欄）

- D1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
D2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
D3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
D4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること）
D5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること）
D6 海洋を除く水域への放出
D7 海洋への放出（海底下への挿入を含む）
D8 この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
D9 この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿）
D10 陸上における焼却
D11 海洋における焼却
D12 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること）
D13 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
D14 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
D15 この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業（第 11 欄）

- R1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（バーゼル条約及び OECD 決定）－主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（EU）
R2 溶剤の回収利用又は再生
R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
R6 酸又は塩基の再生
R7 汚染の除去のために使用した成分の回収
R8 触媒からの成分の回収
R9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
R11 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
R12 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
R13 この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

こん包の形態（第 7 欄）

1. ドラム缶
2. 木樽
3. ジェリー缶
4. 箱
5. 袋
6. 混合こん包
7. 圧縮容器
8. ばら積み
9. その他（明細を記入すること）

H 番号及び国際連合分類区分（第 14 欄）

国際連合 分類区分	H 番号	特性
1	H1	爆発性
3	H3	引火性の液体
4.1	H4.1	可燃性の固体
4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物

別添

輸出（入）移動書類で用いるコード表

（第 8 欄）処分作業のコード番号

処分作業（回収につながらない作業）

- D 1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
D 2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
D 3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
D 4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。）
D 5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。）
D 6 海洋を除く水域への放出
D 7 海洋への放出（海底下への挿入を含む。）
D 8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物が D1 から D12 までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
D 9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物が D1 から D12 までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、か焼、中和、沈殿）
D 1 0 陸上における焼却
D 1 1 海上における焼却
D 1 2 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること。）
D 1 3 D1 から D12 までのいずれかの作業に先立つ調合又は混合
D 1 4 D1 から D12 までのいずれかの作業に先立つこん包
D 1 5 D1 から D12 までのいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業

- R 1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
R 2 溶剤の回収利用又は再生
R 3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
R 6 酸又は塩基の再生
R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収
R 8 触媒からの成分の回収
R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
R 1 0 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
R 1 1 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残しの利用
R 1 2 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
R 1 3 R1 から R12 までに掲げるいずれかの作業のための物の集積

（第 1 3 欄）こん包の形態

- 1 ドラム缶
2 木樽
3 ジェリカン
4 箱
5 袋
6 二重構造容器
7 圧力容器
8 ばら積み
その他（明記すること。）

（第 1 4 欄）運輸の手段

- R＝道路
T＝鉄道
S＝海路
A＝空港
W＝内水航路

（第 2 0、2 1 欄）国際連合分類区分及び H 番号

UN 分類区分	H 番号	有害特性
1	H 1	爆発性
3	H 3	引火性の液体
4・1	H 4・1	可燃性の固体
4・2	H 4・2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4・3	H 4・3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
5・1	H 5・1	酸性性
5・2	H 5・2	有機過酸化物
6・1	H 6・1	毒性（急性）
6・2	H 6・2	病害をうつしやすい物質
8	H 8	腐食性
9	H 1 0	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
9	H 1 1	毒性（遅発性又は慢性）
9	H 1 2	生態毒性
9	H 1 3	処分後、何らかの方法により、H1 から H12 までの特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物

運搬手段（第8欄） R=道路 T=鉄道 S=海路 A=空路 W=内水航路	5.1	H5.1	酸性性
	5.2	H5.2	有機過酸化物質
	6.1	H6.1	毒性（急性）
	6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質
	8	H8	腐食性
	9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
	9	H11	毒性（選発性又は慢性）
	9	H12	生態毒性
	9	H13	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物
物理的特性（第13欄）			
1. 粉状又は粉			
2. 固形物			
3. 高粘着性又は糊状			
4. 泥状			
5. 液状			
6. ガス状			
7. その他（明細を記入すること）			

詳細に関して、特に廃棄物の同定（第14欄）に関連するバーゼル条約附属書Ⅲ及びⅣの分類記号、OECD 決定の分類記号及びY 番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができます。

（第26欄）OECDコード					
オーストラリア	: AU	フィンランド	: FI	アイルランド	: IE
オーストリア	: AT	ニュージーランド	: NZ	スイス	: CH
フランス	: FR	イタリア	: IT	トルコ	: TR
ドイツ	: DE	ベルギー	: BE		
日本	: JP	イギリス	: GB	カナダ	: CA
ルクセンブルク	: LU	ギリシャ	: GR		
スペイン	: ES	アメリカ	: US	デンマーク	: DK
スウェーデン	: SE	アイスランド	: IS	オランダ	: NL
上記以外の国については、出来る限りISOスタンダード3166の略号を使用するものとする。					

（第19欄）Y番号：附属書Ⅰ 規制する廃棄物の分類	
<u>産業の経路</u>	
Y 1	病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物
Y 2	医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物
Y 3	廃医薬品
Y 4	駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Y 5	木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Y 6	有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Y 7	熱処理及び焼戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物
Y 8	当初に意図した使用に適しない廃鉱油
Y 9	油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物
Y 10	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）若しくはポリ臭化ビフェニル（PBB）を含み又はこれらにより汚染された廃棄物及び廃棄物品
Y 11	精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタル状の残渣
Y 12	インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニス
Y 13	の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Y 14	樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Y 15	研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃棄物であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの
Y 16	この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物
Y 17	写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Y 18	金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
Y 19	産業廃棄物の処理作業から生ずる残渣
<u>付属書Ⅱ 特別の考慮を必要とする廃棄物の分類</u>	
Y 46	家庭から収集される廃棄物
Y 47	家庭の廃棄物の焼却から生ずる残渣

次に掲げる成分を含有する廃棄物

- Y 19 金属カルボニル
 - Y 20 ベリリウム、ベリリウム化合物
 - Y 21 六価クロム化合物
 - Y 22 銅化合物
 - Y 23 亜鉛化合物
 - Y 24 砒素、砒素化合物
 - Y 25 セレン、セレン化合物
 - Y 26 カドミウム、カドミウム化合物
 - Y 27 アンチモン、アンチモン化合物
 - Y 28 テルル、テルル化合物
 - Y 29 水銀、水銀化合物
 - Y 30 タリウム、タリウム化合物
 - Y 31 鉛、鉛化合物
 - Y 32 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物
 - Y 33 無機シアン化合物
 - Y 34 酸性溶液又は固体状の酸
 - Y 35 塩基性溶液又は固体状の塩基
 - Y 36 石棉（粉じん及び繊維状のもの）
 - Y 37 有機りん化合物
 - Y 38 有機シアン化合物
 - Y 39 フェノール、フェノール化合物（クロロフェノールを含む。）
 - Y 40 エーテル
 - Y 41 ハロゲン化された有機溶剤
 - Y 42 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤
 - Y 43 ポリ塩化ジベンゾフラン類
 - Y 44 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン類
 - Y 45 この附属書（例えば、Y 39及びY 41からY 44まで）に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物
- (a) この条約の適用を容易にするため、並びに(b)、(c)及び(d)の規定に従うことを条件として、附属書Ⅲに掲げる廃棄物は、この条約第一条1(a)の規定に従い有害な特性を有するものとし、及び附属書Ⅳに掲げる廃棄物は、この条約第一条1(a)の規定の適用を受けない。
- (b) 附属書Ⅲに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合には、当該廃棄物がこの条約第一条1(a)の規定に従い有害でないことを証明するために附属書Ⅲを利用することを排除しない。
- (c) 附属書Ⅳに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合において、当該廃棄物が附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの物を含むときは、この条約第一条1(a)の規定に従い、当該廃棄物が有害な特性を有するものであるとすることを排除しない。
- (d) 附属書Ⅲ及び附属書Ⅳは、廃棄物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条1(a)の規定の適用に影響を及ぼすものではない。